

議案第65号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する 条例案

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

第13条第1項中「部分）」を「部分に限る。次項において同じ。）」に改め、同条第3項中「による」を「又は法附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定による」に、「とする」を「とする。以下この項において「市民税法人税割額」という」に、「法人の市民税法人税割の当該事業年度に係る課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額に市税条例第27条第1項に定める税率を乗じた額」を「当該市民税法人税割額」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年 2 月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例の適用に必要な事業計画の認定に係る事業計画の提出期間を延長するとともに、特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例に関する定めを改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（抄）

（事業計画の認定）

第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを平成30年3月31日までに市長に提出して、平成32年3月31日

の事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。

2-6 省 略

（特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例）

第13条 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額（当該特区事業法人が法第321条の13第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定により分割した当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額のうち本市に係る部分に限る。次項において同じ。）を認定特区事業に係る部分と認定特区事業以外の事業に係る部分に分割し、そのうち認定特区事業に係る部分について、法人の市民税法人税割を課さない。

2 省 略

3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第24項から第27項までの規定又は法附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定による控除前の額とする。

以下この項において「市民税法人税割額」という。) から、法人の市民税法人税割の当該事業
当該市民税法人税割額

年度に係る課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額に市税条例第27条第1項に定める税
率を乗じた額に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗
じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。